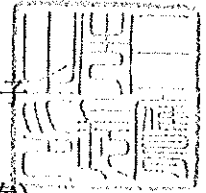




20三都第948号の2
平成21年3月9日

東京都知事 石原 慎太郎 様

三鷹市長 清 原 慶 子



東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）「対応の方針」（素案）
に係る三鷹市の要望書の提出について

平素より、三鷹市のまちづくりに関しご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、「東京外かく環状道路計画」については、平成20年に地域課題検討会を地元自治体と共同で開催し、住民参加による課題の検討が成されたことについては、本市をはじめ沿線市区の要望を真摯に受け止めた対応と認識しております。

その結果を受け、「対応の方針」（素案）が平成21年1月19日に国及び東京都から公表されました。この「対応の方針」（素案）には、外環計画が地域に与える影響を極力軽減し、周辺のまちづくりを進めるうえで基本となる内容が含まれており、現段階での対応としては誠意を示したものであり、本市として評価できるものと考えています。

しかしながら、検討すべき課題は多岐にわたっており、周辺地域に係る影響を軽減し、良好な環境の維持・創出を図るには、さらなる市民意見を反映し、より具体的な「対応の方針」とする必要があると考えます。

また、本市としても、土地利用が転換されるジャンクション区域や周辺のまちづくりについては、地域特性を活かした面的な整備の展開が求められます。

本要望書は、そうした今後のまちづくりについて、本市として具現化を求めるものです。

今後、本要望書の内容をできる限り反映し、素案からさらに踏み込んだ「対応の方針」となるようお願い申し上げます。

本要望書をまとめるにあたり、検討会等の意見は勿論のこと、三鷹市議会東京外郭環状道路調査対策特別委員会、三鷹市都市計画審議会、三鷹市まちづくり推進委員会等の意見に加え、広報等により市民意見の聴取を行ってまいりました。

つきましては、下記のとおり「要望書」を提出いたしますので、誠意ある回答を頂きたいと思っております。

記

- 1 東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）「対応の方針」（素案）に係る三鷹市の要望書別紙のとおり
- 2 回答期限

「東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）対応の方針」の確定日までにご回答ください。